

「評価・見直しガイドライン」(文部科学省)

3 学校安全計画

事故発生を未然に防ぐため、学校安全計画を元に、安全な環境を整備する必要があります。

【学校保健安全法第27条(学校安全計画の策定等)】

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

▼学校安全計画の検討▼

- ・年間を見通し、各教科領域の関連等を考慮。
- ・安全教育の指導計画、危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の検討。
特に、学校及び地域の状況(地理的な環境を含む)に見合った内容の再構成。

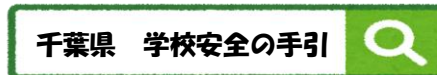
▼校内組織の見直し▼

- ・学校の実態に即し、日常的に活動可能な組織、緊急救急体制の確立。
- ・役割分担、内容が具体的で、各組織が連携した効率的な組織づくり。

▼安全に関する学校行事の企画・運営▼

- ・避難訓練、交通安全教室、救急法講習会等、安全行事の企画。
- ・各種行事における安全配慮等検討事項の確認。

※各校に配付済



9月1日(日)は防災の日 ※関東大震災(1923年9月1日発生)
子どもたちが安心・安全な学校生活を送ることができるよう、
「危機管理体制の確認と見直し」をお願いします。